

2026

神奈川県立歯科大学 履修ガイド

1~4年生版



教学部

教育企画部

2026.3.23.更新

目次

2026年度 方針.....	2
建学の精神.....	4
教育理念.....	4
医療理念.....	4
教育目的.....	4
教育目標.....	4
大学の3つのポリシー（方針）.....	5
入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）.....	5
教育方針（カリキュラム・ポリシー）.....	5
卒業認定の方針（ディプロマ・ポリシー）.....	5
2026年度 進級判定基準.....	10
<一般的事項>.....	12
<授業の種類>.....	14
<試験と評価>.....	17
<遅刻と欠席>.....	24
<その他>.....	28
神奈川歯科大学歯学部の学生の皆さんへ：生成 AI の授業における利用について Ver.1.1.....	32

2026年度 方針

臨床実習開始前共用試験が公的化され、令和8年からの歯科医師国家試験においては、歯学生共用試験 CBT および OSCE に合格していることが国家試験出願の必須要件となりました。歯学部においては、従来から共用試験に合格することが臨床実習を開始するための必須要件となっているため、共用試験に合格しなければ臨床実習に進むことができません。共用試験が公的化される以前は、その合否判定基準は各大学の裁量に委ねられていましたが、公的化に伴い、全国統一の合格基準が設定されました。臨床実習を開始するためには、この基準を満たす知識・技能・態度を身につける必要があります。しかしながら、誠に大変残念なことに、近年本学ではこの基準に到達できない学生さんが大幅に増加しています。特に、CBTにおいて未到達の学生さんが極めて多くなっており、深刻な状況をきたしています。共用試験をはじめとする4年生以降の試験で求められる学力は、試験直前の頑張りで克服できるものではありません。日々の努力の積み重ねがなければ、合格することは困難です。学修習慣が十分に身につけていない学生さんは、まずは最低でも1日1時間の学修習慣、一日も早く身につけてください。

皆さんは、将来、国民の健康を託される医療人を目指す学生さんです。試験に合格できるだけの知識・技能はもちろんのこと、医療人として求められる態度も身につけなければなりません。ここで、皆さんに考えていただきたいと思います。学生時代に、許容される限界まで学校を欠席し、短パンやサンダルで登校し、期限までに提出物を出さず、試験前日にしか勉強しないような歯科医師に、自分の治療を任せたいと思うのでしょうか。非常に残念なことです。本学の学生さんの服装の乱れ等について、市民の方から厳しいご意見をいただくこともあります。学生さんですから、できる限り自由に青春を謳歌していただきたいと思いますが、社会は皆さんを「歯科医師の卵」という視点で見えています。学生時代に課外活動等も十分に経験していただきたいと思いますが、将来、人々の健康を委ねられる歯科医師を目指す者としての自覚を持ち、節度ある学生生活を過ごしていただくことを強く望んでおります。

神奈川歯科大学
学長 櫻井 孝

- ・講義、演習、実習は対面（文部科学省の正式な表現は面接形式）形式です。感染症流行等の状況によっては、講義と演習は対面形式とオンライン形式を併用することがあります。
 - ・基礎疾患等特別な理由によりオンライン形式での受講を希望する場合、事前に教学部に理由書を提出してください。正当な理由と認められた場合には許可されます。
 - ・出欠の確認方法
全員登校の場合：KDU-LMS の出席記録機能
 - ・各種感染防止対策に関しては当該時期の行政の指針等に従って大学が決定します。
 - ・安否確認の観点から3日連続して出席の確認が取れない場合、担任（主任）が「本人」へ電話等で連絡を行います。本人に確認が取れない場合は、「緊急連絡先」もしくは「第一保証人」に電話連絡をします。
 - ・KDU-LMS の掲示板には、適宜重要な連絡事項が掲載されますので、1日2回程度は確認してください。
 - ・祝日（GW・夏期休暇中・冬期休暇中・成人の日を除く）にも授業を行う場合がありますので、シラバスをよく確認してください。
 - ・下記の不正行為を行った際は懲戒処分（停学）の対象となります。具体的には、出席に関する不正（ピ逃げ、代返や代筆、教室外からのアクセスなど）、試験に関する不正（カンニング、スマホ持ち込みなど）、授業中の撮影、録画、録音、盗難 など。
※懲戒に関する規定第3条参照
- ・2026年度版履修ガイドは、システム変更にあたり KDU-LMS を使用した一部手続き等に変更が生じる可能性があります。その場合は、大学から改めて周知します。

建学の精神

全てのものに対する慈しみの心と
生命を大切にする「愛の精神」の実践

教育理念

歯科医師としての熟練と人間としての優しさを身につけるために、
学をまなび、技を習い、人を識る愛の教育

医療理念

生命に対する畏敬の念

教育目的

教育基本法の精神に基づき、高き人格と豊かな識見を養い、かつ歯科医学に関する高度の
学術理論及び技術を教授・研究し、有能な歯科医師を育成することを目的とする。

教育目標

1. 幅広い教養を身につけ、歯科医師としての豊かな人間性とコミュニケーション能力を培う。
2. 科学的探究心を持ち、自ら問題を発見し、解決する能力を身につける。
3. 口腔領域の疾患を全身との関連で理解し、その予防、診断、治療に応用できる知識と技術を修得する。
4. 歯科医学の最新知識を生涯学び続ける能力を持った歯科医師を育成する。
5. 歯科保健医療を通じて、国民の健康増進、国際社会に貢献できる歯科医師を育成する。

大学の3つのポリシー（方針）

入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

1. 人の痛みや苦しみを理解できる豊かな人間性と思いやりのある人
2. 歯科医学・歯科医療に興味を持ち、それを十分に習得できる基礎学力のある人
3. 自ら新しい課題に意欲的に取り組み、真理追求に対し積極性のある人
4. 歯科医療を通して国民の健康維持・増進に貢献する意欲のある人

教育方針（カリキュラム・ポリシー）

知識、技能、態度を総合的に修得するため、教養系科目、基礎系科目、臨床系科目のすべてを「歯科咬合医療系」、「生命科学口腔病態系」、「社会と歯科医療系」および「神奈川歯科大学固有科目系」という4つのコースで体系的に編成し、それぞれ講義・演習・実習等を適切に組合せた授業を開講する。

知識：教養および基礎医学知識から専門知識まで、全学年を通し累進的なカリキュラムを編成し、主体的学修が身につくカリキュラムを編成する。

技能：コミュニケーション能力および医療技術の教育を段階的に編成し、歯科医師に必要な総合的スキルを体得できるカリキュラムを編成する。

態度：倫理教育およびプロフェッショナルリズム教育を累進的に編成し、患者さんと誠実に向き合う医療を実践するためのカリキュラムを編成する。

卒業認定の方針（ディプロマ・ポリシー）

1. 社会人としての必要な知識、教養、誠実さを備え、多様化する時代に対応できる能力を有する。
 - ① 幅広い知識と教養を得るための主体的学修を行う能力を有する。（知識）
 - ② 人間関係を円滑に行うためのコミュニケーション能力を有する。（技能）
 - ③ 社会人としての倫理観と誠実さを有する。（態度）
2. 医療人としての（生命に対する畏敬の念を旨とし、）豊かな愛の精神を備え、問題発見と解決能力を有する。
 - ① 基礎医学と隣接医学に関する歯科医師として必要な知識を有する。（知識）
 - ② 患者や医療スタッフと良好な情報共有を図るために必要なコミュニケーション能力を有する。（技能）
 - ③ 情報収集・分析力をもって医療に対する社会的ニーズを把握しようとする姿勢と他者（患者やスタッフ）を敬愛する態度を有する。（態度）
3. 歯科医師として必要な臨床歯学を体系的に理解し、高度な専門的学識を展開できる能力を有する。
 - ① 歯科保健医療に必要な専門的知識を有する。（知識）
 - ② 科学的根拠に基づいた歯科保健医療に必要な技術を有する。（技能）

③ 状況に応じて適切な対応が図れるプロフェッショナル意識を有する。(態度)

ディプロマポリシー到達目標

	1年次到達目標	2年次到達目標	3年次到達目標	4年次到達目標	5年次到達目標	6年次到達目標
知識領域	中等教育課程で修得すべき文理科目の知識が確実に身についている。 一般教養・異文化等に関する幅広い知識を身につけている。	社会人としての教養と必要な知識が身についている。 基礎医学を学修するために必要な科目の知識が身についている。	歯科保健医療に従事するために必要な一部の基礎医学的知識が身についている。 一部の歯科医学の基本的知識が身についている。	歯科保健医療に従事するために必要な基礎医学・隣接医学的知識が身についている。 歯科医学の基本的知識が身についている。	歯科保健医療に従事するために必要な歯科医学の基本的知識に加え、専門的知識が身についている。	歯科保健医療に従事するために必要な専門的知識を臨床的に展開できる能力が身についている。
技能領域	教職員や友人など身近な人間関係を円滑に構築するためのコミュニケーション能力が身についている。	人間関係を円滑に行うためのコミュニケーション能力が身についている。	臨床実習を開始するにあたり必要な一部の技能が身についている。 医療コミュニケーションの初歩的な能力が身についている。	臨床実習を開始するにあたり必要な技能が身についている。 患者や医療スタッフと情報共有できるコミュニケーション能力が身についている。	歯科保健医療を実践するために必要な基本的技能が身についている。	
態度領域		社会人としての倫理観と誠実さが身についている。		医療に対する社会的ニーズを把握しようとする姿勢が身についている。 他者を敬愛する態度が身についている。		専門職として状況に応じた適切な対応を図るためのプロフェッショナル意識が身についている。

カリキュラムポリシー概要

	1年次カリキュラム	2年次カリキュラム	3年次カリキュラム	4年次カリキュラム	5年次カリキュラム	6年次カリキュラム
知識領域	歯学教育を円滑に進める上で必要なリメディアル科目を編成する。 国際的視野を広げるための語学や異文化を学ぶための編制を設定する。	社会人としての教養や知識を身に付けるための文理科目を編成する。 基礎医学を学ぶきっかけとなるべき形態系や生理・生化学系科目を編成する。	歯科保健医療に従事するために必要な基礎医学系科目を編成する。 基本的な歯科医学系科目を編成する。	基本的・専門的な歯科医学系科目を編成する。 歯科保健医療を円滑に行うための隣接医学科目を編成する。	歯科保健医療に従事するために必要な基礎医学・歯科医学系科目を編成する。	歯科保健医療に従事するために必要な基礎医学・歯科医学系科目で学んだ知識を、臨床的に応用・展開するための知識を修得するための科目を編成する。
技能領域	基本的なコミュニケーション能力を身に付けるために必要な科目を編成する。	基本的なコミュニケーション能力を伸ばし、専門的コミュニケーション能力を学修する際に必要な能力を身に付けるための科目を編成する。	歯科医療に必要な歯科医学系科目の基礎実習を編成する。 医療コミュニケーションの初歩を学修するための科目を編成する。	臨床実習前に修得すべき歯科医学系科目の基礎実習を編成する。 臨床実習前に修得すべき医療コミュニケーションを学修するための科目を編成する。	歯科保健医療を実践するために必要な基本的技能（水準Ⅰレベル）を学修するための科目を編成する。	
態度領域	社会人として必要な倫理観を身に付けるために必要な科目を編成する。	社会人として必要な倫理観を身に付けるために必要な科目を編成する。	医療に対する社会的ニーズを把握する能力を身に付けるための科目を編成する。 医療倫理感を身に付けるための科目を編成する。	医療に対する社会的ニーズを把握する能力を身に付けるための科目を編成する。 医療倫理感を身に付けるための科目を編成する。	患者や医療スタッフへの適切な対応態度を修得するための科目を編成する。	専門職としてのプロフェッショナル意識を修得するための科目を編成する。

到達度評価指標

	1年次評価項目	2年次評価項目	3年次評価項目	4年次評価項目	5年次評価項目	6年次評価項目
知識領域	・該当科目GP ・総合試験Ⅰ ・日本語能力試験（留学生）	・該当科目GP ・総合試験Ⅱ	・該当科目GP ・総合試験Ⅲ	・該当科目GP ・共用試験CBT	・各科目知識評価 ・臨床座学試験	・認定試験 ・最終試験 ・外部模擬試験
技能領域	・該当科目GP	・該当科目GP	・該当科目GP	・該当科目GP ・共用試験OSCE	・各科目技能評価 ・Post-CCPX(CSX, CPX)	
態度領域	・該当科目GP	・該当科目GP	・該当科目GP	・該当科目GP ・共用試験OSCE	・各科目態度評価 ・Post-CCPX(CPX)	・態度評価

本学歯学部では、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーにより定められた学位プログラム教育の学修成果について、上記指標を基に以下の指針に則って評価します。

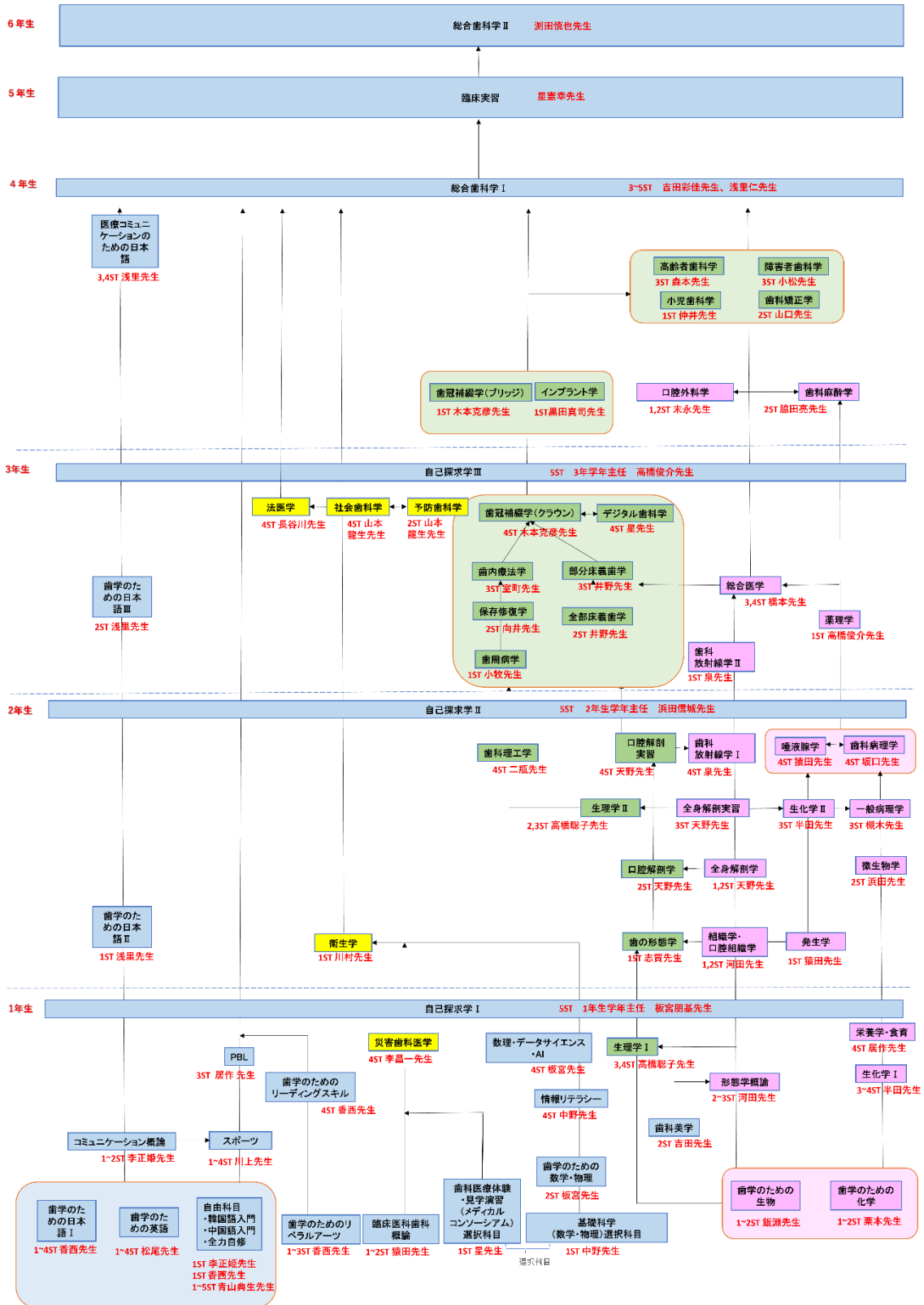
1. 1年次から3年次において、当該年度履修すべき知識の評価は、筆記試験、レポート、口頭試問を用いた各モジュールの成績評価（シラバス記載）、学年末の総合試験、さらには学年 GPA を用いて学習成果を検証します。実習での技能評価や態度評価は、評価シート、チェックリスト、ルーブリック、ポートフォリオ等を用い可及的に数値化を行い、達成度を評価します。
2. 4年次において、当該年度履修すべき知識の評価は、筆記試験、レポート、口頭試問、PC 試験を用いた各モジュールの成績評価（シラバス記載）、共用試験（CBT）で評価します。技能評価や態度評価は、実習においてチェックリスト、ルーブリック、ポートフォリオ等を用い可及的に数値化を行い、達成度を評価します。また、共用試験（OSCE）で評価します。
3. 5年次において、臨床座学試験により知識評価を行うと共に、知識、技能、態度について実習現場で評価します。併せて歯学生共用試験 PX で評価します。
4. 6年次において、認定試験および最終試験により知識評価を行うと共に、態度の評価と併せて卒業判定を行います。
5. 評価方法の選定と合否基準には、その妥当性、客観性を各モジュールの科目担当責任者およびコース責任者間で定期的に見直しを行い、次年度開始時に学生、教員にシラバスで提示します。
6. 歯科医学教育における順次性を考慮し、カリキュラム・ポリシーの内容と方法を評価します。
7. 検証、測定可能な指標を用いて3ポリシーの再検討を行います。

コース名 : コース責任者

2026.3.10

統括 :	井野智 猿田樹理
110系 神奈川歯科大学園有科目系 :	青山典生、香西雄介、板倉朋基
120系 歯科咬合医療系 :	二瓶智太郎、星憲幸、浅里仁
130系 社会と歯科医療系 :	山本龍生、淵田慎也
140系 生命科学口腔病態系 :	半田慶介、猿田樹理、泉 雅浩

2026年度 カリキュラムツリー



2026 年度 進級判定基準

1 年生

以下に示す条件をすべて満たした場合に進級とする。

- ・ 不合格 GP (GP1.0 未満) の科目がない。(自由科目を除く。)
- ・ モジュール試験の得点率が 60.0%未満の科目がない。
- ・ 学年 GPA が 1.00 以上である。
- ・ 総合試験に合格している。(総合試験は、得点率 **65.0%**未満を不合格とする。)

※外国人留学生および学長が必要と認めた学生においては、JLPT 日本語能力試験 N2 以上、またはやむを得ない事情がある場合、大学が指定する試験に合格していることを必須とする。

※外国人留学生および学長が必要と認めた学生においては、各ステージに実施される K1113「歯学のための日本語 I」の単位取得を必須とする。

以上を原則とするが、学修態度等を考慮し教授会にて総合的に判断する。

2 年生

以下に示す条件をすべて満たした場合に進級とする。

- ・ 不合格 GP (GP1.0 未満) の科目がない。
- ・ モジュール試験の得点率が 60.0%未満の科目がない。
- ・ 学年 GPA が 1.00 以上である。
- ・ 総合試験に合格している。(総合試験は、得点率 **66.0%**未満を不合格とする。)

※外国人留学生および学長が必要と認めた学生においては、K2102「歯学のための日本語 II」の単位取得を必須とする。

以上を原則とするが、学修態度等を考慮し教授会にて総合的に判断する。

3年生

以下に示す条件をすべて満たした場合に進級とする。

- ・ 不合格 GP (GP1.0 未満) の科目がない。
- ・ モジュール試験の得点率が 60.0%未満の科目がない。
- ・ 学年 GPA が 1.00 以上である。
- ・ 総合試験に合格している。(総合試験は、得点率 **68.0%**未満を不合格とする。)

※3年次編入生においては、大学が指定する編入生用追加科目の受講を完了していること。

※外国人留学生および学長が必要と認めた学生においては、JLPT 日本語能力試験 N1 以上、またはやむを得ない事情がある場合、大学が指定する試験に合格していることを必須とする。

※外国人留学生および学長が必要と認めた学生においては、K3101「歯学のための日本語Ⅲ」の単位取得を必須とする。

以上を原則とするが、学修態度等を考慮し教授会にて総合的に判断する。

4年生

以下に示す条件をすべて満たした場合に進級とする。

- ・ 不合格 GP (GP1.0 未満) の科目がない。
- ・ モジュール試験の得点率が 60.0%未満の科目がない。
- ・ 学年 GPA が 1.00 以上である。
- ・ 共用試験 Computer Based Testing (CBT) に合格している。
- ・ 共用試験 **臨床実習前客観的臨床能力試験 (Pre-CC OSCE)** に合格している。

※外国人留学生および学長が必要と認めた学生においては、K4101「医療コミュニケーションのための日本語」の単位取得を必須とする。

以上を原則とするが、学修態度等を考慮し教授会にて総合的に判断する。

<一般的事項>

1.学年

4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる1年間を「学年」と定めています。この学年内において毎年教育プログラムが編成され実施されます。学年はさらに、Stage（ステージ）と呼ばれる5つの期間に分けられます。

2.授業

各科目のシラバスに従って行われるもので、講義・演習および実習をすべて含みます。

3.授業時間と開始時間

授業時間は1コマ90分で構成されています。各時限の開始時刻は次のようになっています。各時限の開始・終了時及び終了10分前にチャイムでお知らせします。

1時限目 9:00～10:30	3時限目 13:00～14:30
2時限目 10:30～12:00	4時限目 14:30～16:00
	5時限目 16:00～17:30

*実習等授業の内容によっては授業時間を変更（延長等）します。

4.出席

出席確認はKDU-LMSの出席記録機能で行います。補助員の指示に従って操作してください。スマートフォンの不具合でKDU-LMSが使用できない場合は、出欠表に自筆していただきますので、その場で補助員に申し出てください。

KDU-LMSや出欠表の自筆での出席登録ができない場合は、実際に授業に出席していたとしても、欠席となります。仮に担当教員や補助員・友人の証言があっても出席とは認められません。出席登録後に不要に離席した際も欠席とします。なお、出席状況によっては、授業中に複数回出席確認を行います。

他人の出席を代理する、ピ逃げ、教室外からのアクセスなどの不正行為を行った際は懲戒処分（停学）の対象となります。（懲戒に関する規程第3条参照）

5.授業日程・授業計画（シラバス）

シラバスは、KDU-LMSに掲載されています。KDU-LMSにアクセスして確認してください。評価方法、事前・事後学修、授業目標、到達目標のチェックリストが記載されています。また、KDU-LMSには担当教員のオフィスアワー・メールアドレス等が記載されています。

KDU-LMSには授業内で使用する講義資料や授業内の試験などの重要な情報が掲載されています。KDU-LMSにアクセスして確認してください。

6.履修

授業をすべて聴講し、その授業の評価を受けることを「履修」といいます。
履修が完了し、その評価で合格し、進級した場合に単位が与えられます。

7.単位

1単位は、教員が教室等で授業を行う時間と学生が事前・事後に教室外における自主的学修を行う時間が標準45時間を要する教育内容をもって構成されます。(文部科学省 大学設置基準に準拠)
大学では、45分の授業を1単位時間としています。30単位時間の授業と15時間の自学自修の計45時間の学修を履修することで1単位が認められます。

8.ステージ

体系化された教育プログラムの区切りのことをステージといいます。1～4年次は、1年間を5期間(Stage I ~ Stage V)に区切ります。なお、ひとつのステージは、通常の講義、演習、実習、モジュール試験、フィードバック講義を含め概ね7週間で構成されています。
また、各ステージの期間は、授業開始日から翌ステージ開始日の前日までとなります。

9.モジュール

いわゆる科目に相当するものがモジュールです。

10.ユニット

モジュール内の学修単位がユニットです。

11.アクティビティ

学生が主体的に取り組む学修のことです。

レポート、事前試験、口頭試問、実習態度、実習プロダクト、観察記録等で評価します。モジュールによって評価内容が異なりますのでシラバスを確認してください。

12.授業評価アンケート

授業改善に役立てるために行う、学生による授業評価と学生の自己評価です。KDU-LMSで実施します。モジュールの最後に行う授業評価アンケートは、モジュールの合格要件となります。必ず期限内に回答してください。

13.留年または休学した場合の前年度単位

留年または休学した場合は、当該年度の単位はすべて無効になります。したがって、すべてのモジュールをもう一度履修しなければいけません。

<授業の種類>

14. 選択科目

1年生の「基礎科学（数学・物理）」と「歯科医療体験・見学演習」の2科目であり、いずれかを必ず選択し受講しなければいけません。

15. 自由科目

1年生の「韓国語入門」、「中国語入門」、「全力自修」であり、履修希望者が自由に受講できる科目です。自由科目を履修し、科目評価で合格した者に単位を与えます。なお、自由科目の単位の有無は進級判定には影響しません。成績表において、自由科目で合格となった者にはGPを記載し、単位取得となります。不合格になった者や履修を中止した者については、修了していない者と同様、「未修了」と表記されます。

16. 補完

欠席した授業（講義・演習・実習）を補うための学修です。

補完未修了がある場合、モジュール試験の成績結果が無効になります。講義動画（オンデマンド）での補完の場合は、100%視聴をもって補完を完了とします。（P25 別添参照）

17. 補完の種類と修了方法

講義の補完：講義動画の視聴、課題の提出など

実習の補完：科目担当責任者から指示を受けて課題を実施あるいは提出など

※その他、科目担当責任者から特別な指示がある場合があります。

※教学部への各課題の補完修了報告は、科目担当責任者が行います。

18. フィードバック講義

モジュール試験終了後に行われ、理解が不足していた部分について解説する講義です。オンデマンド配信で行います。

19. 補講

弱点の補強のために行われる臨時の授業です。補講の開催は KDU-LMS で案内されますので、随時確認してください。なお、補講の受講は単位には含まれません。

20. 自己探求学

1・2年次の StageV および 3年次の StageIV・V で、それまでに学修した内容を総合的に振り返るための授業が行われる科目です。この科目では複数の分野にまたがった内容を扱いますが、1つの科目として行われる通常の授業です。出欠席は履修ガイド 2026 に準拠し、モジュール試験の代わりに総合試験を実施しますので注意してください。事前に各学年のシラバスを十分確認してください。自己探求学の評価は総合試験の結果で行われます。

なお Stage I から StageIVまでの成績が優秀で学習態度も優れた学生には、インセンティブが設けられています。自己探求学関連 GPA が基準を下回る学生は、インセンティブが得られず、対面で自己探求学の授業を受講しなければなりません。

***3年次の StageIVに行われる自己探求学Ⅲの授業は、インセンティブの対象外で全員が対面で受講しなければなりません。**

*自己探求学関連 GPA は、モジュール試験のある科目のみを対象とした GPA です。

インセンティブ 1 :

StageVの期間を利用して、さまざまな価値観の人と出会い、視野を広げ、自己成長する機会を設けます。具体的には、ボランティア活動、研究、インターンシップ、国内外短期留学での研鑽・体験等を通じたアクティブラーニングを 5 日間以上行うことで履修を認定します。活動計画書、活動終了報告書は、教学部へ提出し、科目担当責任者及び教学部が承認・評価します。その間の補完は求めませんが、研鑽・体験等以外の日の StageV「自己探求学」は受講しなければなりません。受講方法は、対面形式あるいはオンデマンド受講どちらも選択可能とします。ただし、受講途中での変更はできません。

インセンティブ 2 :

自己探求学関連 GPA が基準以上の学生で、アクティブラーニングの申請をしない場合、StageV「自己探求学」はオンデマンド受講または対面受講のどちらかを選択できます。ただし、受講途中での変更はできません。

インセンティブ対象者の選定

以下のすべての条件を満たすときにインセンティブの対象者となる。

- ・インセンティブ 1 は、Stage I ～IVまでの自己探求学関連 GPA が 3.50 以上
- ・インセンティブ 2 は、Stage I ～IVまでの自己探求学関連 GPA が 4.00 以上
- ・Stage I ～IVまでの自由科目を除くすべての科目で以下の基準を満たしていること。
 - 不合格科目がない。
 - 追再試験の対象でない。
 - 補完未修了がない。
- ・多欠席および出席不正がないこと。
- ・学則および諸規程を遵守し、公序良俗に反する行為や、学生としての品位を損なう言動や行動がないこと。

*インセンティブ対象者も総合試験を受験しなければなりません。総合試験の結果が自己探求学の評価となります。

インセンティブの種類	インセンティブ1 アクティブラーニング	インセンティブ2 オンデマンド選択権
対象者	GPA 3.50以上	GPA 4.00以上
受講方法	アクティブラーニング 以外の期間はオンデマ ンド or 対面	オンデマンド or 対面
アクティブラーニング 活動	5日以上の学外活動等	なし
提出物	計画書・終了報告書	なし

アクティブラーニング体験例：

① ボランティア活動を経験

ボランティア活動への参加を支援します。

ボランティア活動例：

- ・地域の交流・活性化やまちづくりのボランティア
- ・被災者支援のボランティア
- ・医療支援のボランティア

② 研究者の道を経験

本学大学院での研究に興味がある、卒後の研究活動や技術の習得を今から始めたい、という学生を対象とします。また学生自ら研究を行い、研究発表を行うことにより、歯科医学を科学的な目でとらえることのできる貴重な研究発表の場であるスチューデント・クリニシャン・リサーチ・プログラム(SCRP)への参加を支援します。

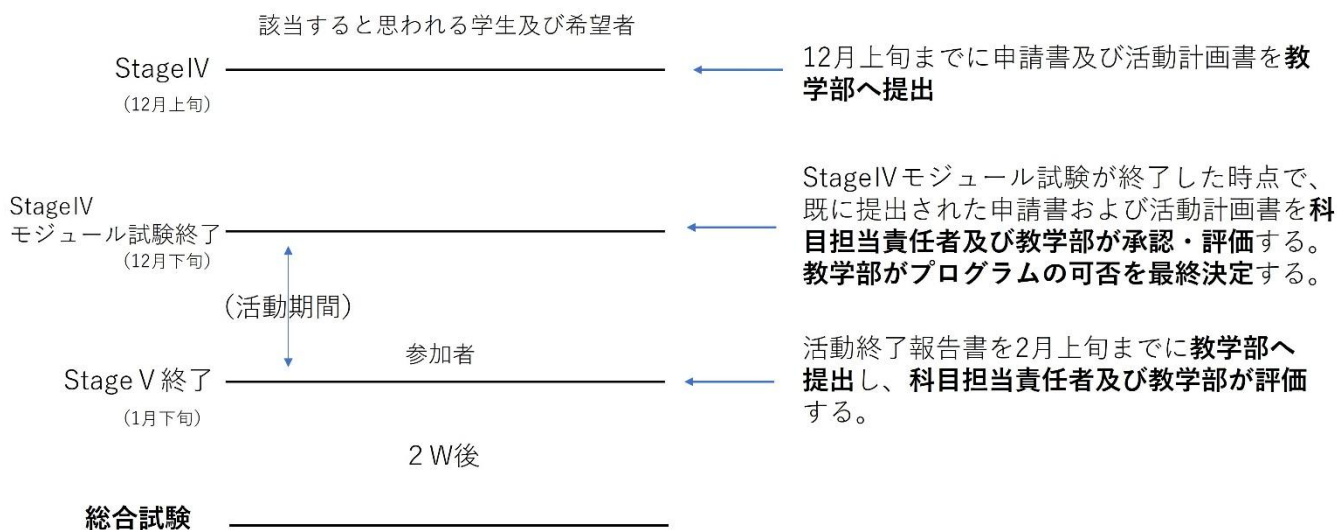
③ インターンシップを経験

学生が興味ある診療所、病院などで実際に臨床の現場を体験し、仕事の内容を理解するための職業体験を支援します（本学附属病院は含まない）。

④ 国内外短期留学を経験

本学の連携協定校などを利用し、国内外での短期留学を支援します。なお、旅費及び海外旅行保険等の費用については、個人負担となります。また自身で開拓した留学先を選択することも可能です。

実施までのイメージ



<試験と評価>

21.モジュール試験

各ステージの最後に行う試験です。

22.GP (Grade Point) とその算出方法

モジュールごとの成績を数値化したものです。

アクティビティ評価とモジュール試験評価から科目総合点 (100 点満点) を算出します。

例えば、アクティビティ評価 30%、モジュール試験評価 70%の割合のモジュールの場合は、
科目総合点=アクティビティ評価×0.3+モジュール試験評価×0.7 (小数点第 1 位を四捨五入) とな
ります。

次に科目総合点から次の計算により GP を算出します。

$$GP = (\text{科目総合点} - 50) \div 10$$

例えば、科目総合点が 67 点の場合は $GP = (67 - 50) \div 10 = 1.7$ となり、科目総合点が 50 点以下の場
合は $GP = 0.0$ になります。

なお、GP が 1.0 未満の場合、該当モジュールは不合格となります。

アクティビティ評価、モジュール試験評価の割合は科目により異なりますので、シラバスの掲載内容
をよく確認して下さい。

23.GPA (Grade Point Average)

GPA は、単位制度における学生の学修の質を示す国際標準の指標で、本学では以下のように利用し
ています。

- ① 各種の選考基準に利用します。

授業料免除、奨学金貸与の資格、成績優秀者の表彰などの基準

② 教学上の判断基準に利用します。

成績不振者に対する対応、学年進級、退学勧告などの基準

③ 教学上の管理や情報として利用します。

学生の履修状況の把握や助言の際の資料、教育・修学上の指導を行う際の資料、科目間に生じる評価のばらつきの比較検討の際の資料

ステージ GPA：各ステージでの学修状況・成果の把握・指導に利用します。

学年 GPA：進級・成績優秀者表彰等に利用します。

24.GPA 算出方法

GPA 算出方法

Σ (GPA 算入科目の GP×単位数) ÷ GPA 算入科目の総履修単位数で表します。

例) Stage 内が 5 モジュール (科目 A~E) で、うち 1 モジュール (科目 E) が不算入科目の場合

科目 A の総合点 75 単位数 2 GP : (75-50) ÷10=2.5

科目 B の総合点 62 単位数 1.5 GP : (62-50) ÷10=1.2

科目 C の総合点 59 単位数 2 GP : (59-50) ÷10=0.9

科目 D の総合点 68 単位数 2.5 GP : (68-50) ÷10=1.8

科目 E の総合点 80 単位数 1.5 GP : (80 - 50) ÷10=3.0

$$\frac{(2.5 \times 2) + (1.2 \times 1.5) + (0.9 \times 2) + (1.8 \times 2.5)}{\text{単位数総数 } (2 + 1.5 + 2 + 2.5)}$$

=1.6375 (小数点第 3 位で四捨五入)

GPA=1.64

ステージ内の GPA を計算したものがステージ GPA、学年を通算して GPA を計算したものが学年 GPA です。学年 GPA では、ステージをまたがるモジュールの GP は平均値を用います。

GPA 不算入科目の
GP および単位数は
計算式に使用しません。

科目総合点の計算法

各科目のシラバスに記載されている評価比率 (%) 各評価の取得評価点
 アクティビティの評価比率 : **a** アクティビティ評価の点数 : **A**
 モジュール試験の評価比率 : **m** モジュール試験の点数 : **M**

$$(A \times a/100) + (M \times m/100) = \text{科目総合点}$$

※ 科目総合点は小数第1位で四捨五入

科目総合点からモジュール GP への換算方法

$$\frac{(\text{科目総合点} - 50)}{10} = \text{モジュール GP}$$

GPA の計算法

$$\frac{(\text{モジュール GP} \times \text{単位数}) \text{ の総和}}{\text{モジュール単位の総和}} = \text{GPA}$$

モジュール単位の総和

※ GPA は小数第3位で四捨五入

25.GPA (神奈川歯科大学方式) 基準

区分	評価	GPA	評価内容
合格	S (秀)	$4.00 \leq \text{GPA} \leq 5.00$	特に優れた成績を表します。
	A (優)	$3.00 \leq \text{GPA} < 4.00$	優れた成績を表します。
	B (良)	$2.00 \leq \text{GPA} < 3.00$	妥当と認められる成績を表します。
	C (可)	$1.00 \leq \text{GPA} < 2.00$	GPA 基準の最低限を満たした成績を表します。
不合格	F	$0.00 \leq \text{GPA} < 1.00$	最低限の成績に達していないことを表します。

26.GPA 算入科目

原則として、すべての科目が GPA に算入されますが、「留学生を対象とした日本語科目」、「自由科目」および「自己探求学Ⅰ～Ⅲ」は例外的に GPA に算入しません。GPA 不算入科目も成績表には、GP が記載されますが、成績評価は「合格」または「不合格」となります。「合格」であれば単位修得となります。

留学生を対象とした日本語については、「不合格」の場合、科目担当責任者の指示を受け、フォローアップ学修を実施してください。フォローアップ学修終了後、再試験など科目担当責任者の再評価を受け、学年内で必ず「合格」してください。最終的には不合格の場合は留年となります。

自由科目の単位の有無は進級判定には影響しませんが、自己探求学Ⅰ～Ⅲについては総合試験で評価します。(34.参照)

1 年次 GPA 不算入科目：「歯学のための日本語Ⅰ」「韓国語入門」「中国語入門」「全力自修」
「自己探求学Ⅰ」

2 年次 GPA 不算入科目：「歯学のための日本語Ⅱ」「自己探求学Ⅱ」

3 年次 GPA 不算入科目：「歯学のための日本語Ⅲ」「自己探求学Ⅲ」

4 年次 GPA 不算入科目：「医療コミュニケーションのための日本語」

27.モジュール（科目）合格基準

下記 3 項目の要件を満たす場合は合格となります。

- ① モジュール GP が 1.0 未満でなく、モジュール試験の得点率が 60%未満でないこと。
- ② 当該科目のすべての授業に出席している。または、欠席した授業の補完を完了していること。
- ③ モジュールの最後に行われる授業評価アンケート(12. 参照)に回答していること。

28.GP および GPA 閲覧

KDU-LMS の成績評価で各ステージにおける各自の GP および GPA が確認できます。

29.モジュール試験の追・再試験

追試験は、本試験を学校保健法に定める感染症や不慮の事故などにより欠席した学生が対象です。追試験の受験資格についての詳細はキャンパスガイドに掲載されている試験規程を参照してください。追試験は、再試験と同時に行われ、原則 1 回です。追試験の得点率の上限は 90%となります。

再試験は、モジュール試験が不合格の学生が対象です。

原則として、再試験は大学の定める再試験期間中に行われます。再試験期間は、当該ステージの翌ステージ期間中（再試験Ⅰ）と年度末（再試験Ⅱ）の 2 回です。なお、再試験の得点率の上限は 60%となります。再試験に対しての追試験はありません。

各ステージの成績発表後、不合格モジュールがあった場合、科目担当責任者に連絡をとり、「フォローアップ学修」の指示に従って自己学修を進めてください。

30.アクティビティの再評価

アクティビティの再評価は次のステージのモジュール試験前までに行うこと。

31.フォローアップ学修

モジュールの評価が不合格であった者が行う自己学修です。各ステージの成績発表後、不合格モジュールがあった場合は、速やかに科目担当責任者に連絡をとり、フォローアップ学修の指示を仰いでください。

32.科目評価の発表

各ステージのモジュール試験最終日から概ね 10 日以内に発表します。

33.モジュール再試験の結果

科目評価不合格に対して実施されるモジュール再試験の最終的な結果は、3月上旬に行われる進級判定教授会終了後に発表します。

34.総合試験

1～3年の各年次の Stage V 終了後に行われる試験です。学年を通してのモジュールの内容を含んだ試験です。問題形式は、共用試験 CBT に準拠して出題されます。合格基準は学年により異なりますので、進級判定基準 (P10、11) を確認してください。

- 1 年次：自己探求学 I で学修した内容を中心とした範囲
- 2 年次：自己探求学 II で学修した内容を中心とした範囲
- 3 年次：自己探求学 III で学修した内容を中心とした範囲

35.自己探求学の合格基準

下記 3 項目の要件を満たす場合は合格となります。

- ① 総合試験の得点率が 1 年生は 65.0%、2 年生は 66.0%、3 年生は 68.0%未満でないこと。
- ② 自己探求学のすべての授業に出席している。または、欠席した授業の補完を完了していること (アクティブラーニングを 5 日間以上行い、大学で認定された者はその限りではない)。
- ④ 自己探求学の最後に行われる授業評価アンケート (12.参照) に回答していること。

36.総合試験結果と学年 GPA

総合試験の結果は、学年 GPA に算入されませんが、独立して進級判定基準に含まれます。

37.総合試験が不合格、または病欠時の取り扱い

総合試験を正当な理由で欠席した場合、もしくは不合格の場合は、追・再試験が行われます。総合試験の追・再試験は 1 度限りで、不合格の場合は留年となります。また、どのような理由で欠席しても、不合格となります。

38.モジュール試験評価・アクティビティ評価の疑義について

疑義については下記の記載事項(①～⑦)を記入し、学年メールに送信してください。疑義受付期間は KDU-LMS の掲示板で案内されます。

- ・ 件名：Stege○成績に関する疑義
 - ・ 本文：①学年、②出席番号、③氏名、④科目名、⑤担当教員名、⑥疑義内容
- ※期間外および必要事項が記載されていない場合、疑義は受け付けません。

39.マークシート記入ミス

モジュール試験、総合試験などマークシートを使用した試験で、学年、学生番号の記入ミスがあった場合は、当該学生を呼び出します。呼び出しに応じて、本人による修正が必要です。本人による修正がなされない場合は採点出来ません。ただし、修正は年間1回限りとし、2回以降のマークミスは採点されずに0点となります。

40.モジュール(科目)の成績

モジュールの不合格には、以下の3パターンがあります。

- ① モジュール GP が 1.0 以上で、モジュール試験の得点率が 60.0%未満
- ② モジュール GP が 1.0 未満で、モジュール試験の得点率が 60.0%以上
- ③ モジュール GP が 1.0 未満で、モジュール試験の得点率が 60.0%未満

これらのパターンに応じて、次の再評価を実施します。

- ① 再試験
 - ② 再試験は不要。科目担当責任者から指示された追加再履修によるアクティビティ再評価
 - ③ 再試験および科目担当責任者から指示がある場合には追加再履修によるアクティビティ再評価
- 上記の再評価に合格した場合、当該モジュールは合格となり、モジュール GP は 1.0 となります。上記の再評価に合格しなかった場合、留年となります。

補完	モジュール GP	モジュール試験 (試験得点率)	評価
すべての補完が修了	1.0 以上	合格	合格
		不合格	再試験のみで評価 (合格 → GP=1.0)
	1.0 未満	合格	再試験は不要だが、追加履修によりアクティビティを再評価
		不合格	モジュール試験は再試験で評価 アクティビティは追加履修により再評価(科目担当責任者の指示を仰ぐこと)

41.評価の通知

KDU-LMS に掲示されますので、必ず各自で確認してください。また、各ステージ終了時と年度末に「第一保証人」宛に通知します。結果の通知については、電話やメールでの対応を行いません。

42.成績不振者に対する個別学修指導の実施

- ① 成績不振の場合は、担任による個別学修指導を行います。
- ② ①で改善がみられない場合は、学年主任による個別学修指導を行います。
- ③ 成績不振の内容に応じて、教学部長または学長による本人に対する学修指導および保証人を含めた三者面談を行います。
- ④ 学年 GPA0.0 の場合は、退学勧告を行うことがあります。
※指導内容（指導記録）については、第一保証人に送付する場合があります。
※成績不振の基準：当該 stage において、GPA1.0 未満。

43.出席状況不良への対応

- ① 出席状況不良の場合は、担任による個別指導を行います。
- ② ①で改善がみられない場合は、学年主任による個別指導を行います。
- ③ 出席状況の内容に応じて、教学部長または学長による本人に対する指導および保証人を含めた三者面談を行います。
- ④ ③で改善がみられない場合は、科目担当責任者、教学部長または学長による合議の上、進級判定会議において、進級が認められないことがあります。
※指導内容（指導記録）については、第一保証人に送付する場合があります。
※実習の欠席に対しては、補完ができないことがありますので、必ず出席してください。

44.試験における遵守事項

- ① 受験者の集合時刻は試験開始 10 分前とします。当該年度の学生証を所持しない者の受験は認めません。ただし、所定の手続きにより仮学生証を交付された者はこの限りではありません。
- ② 受験者は集合時刻までに指定された場所に着席してください。
- ③ 下敷きの使用および消しゴムや筆記用具等の貸借は、原則として認めません。
- ④ 集合時刻までに、許可された物以外は指定場所に移動させてください。多機能付き腕時計および通信・記録・再生機能のある電子機器類（携帯電話、スマートフォン、携帯情報端末等）は電源を切り、カバン類にしまってください。違反した場合は不正行為とみなします。
- ⑤ 試験監督者は集合時刻（試験開始 10 分前）に遅刻者および欠席者を確認します。遅刻して入室した学生は監督者の指示に従い「遅刻者名簿」に記載し、当日中に遅刻届および証明書類を教学部に提出してください。
- ⑥ 遅刻した場合でも試験開始後 20 分まで入室を認めます。ただし、やむを得ない事情による遅刻であるかどうかおよび試験結果の取り扱いは、提出された証明書類等に基づき教学部が判断します。
- ⑦ やむを得ない事情とは、公共交通機関（鉄道）の遅延により遅延証明書で 15 分以上の遅延が確

認できる場合、またはその他特別な事情により教務担当部長が受験を認めた場合を指します。
やむを得ない事情と認められない場合は当該試験結果を無効とします。

- ⑧ 試験会場に入室した者は試験開始から 25 分を経過するまで退出できません。なお、一度退出した場合は再入室を認めません。
- ⑨ 試験会場では試験監督者の指示に従ってください。従わない場合および試験中に不正行為またはその疑いが認められた場合は、神奈川歯科大学試験規程に基づき処分します。

45.試験における不正行為への対応

不正行為については、神奈川歯科大学試験規程に準じ、当該試験における全科目が無効となります。
また、年度内におけるすべての試験の受験資格がなくなるため進級が出来ません。
なお、処分内容については学則第 45 条に基づき学内に掲示するとともに、第一保証人宛に通知します。

<遅刻と欠席>

46.出席率の基準

1~4 年生のモジュールでは、出席率 70.0%（自己探求学Ⅰ～Ⅲおよび総合歯科学Ⅰは 80.0%）が基準となります。原則として当該科目の出席率が基準未満の場合は GP が「0」となり、再試験対象者となります。ただし、著しい出席状況不良がある場合は、科目担当責任者、教学部長または学長による合議の上、進級判定会議において、進級が認められないことがあります。

47.遅刻

遅刻の扱いはありません。遅刻した場合は欠席したものとみなします。
対面形式の受講の場合は、授業の開始時間前には着席を完了しておいてください。

48.欠席

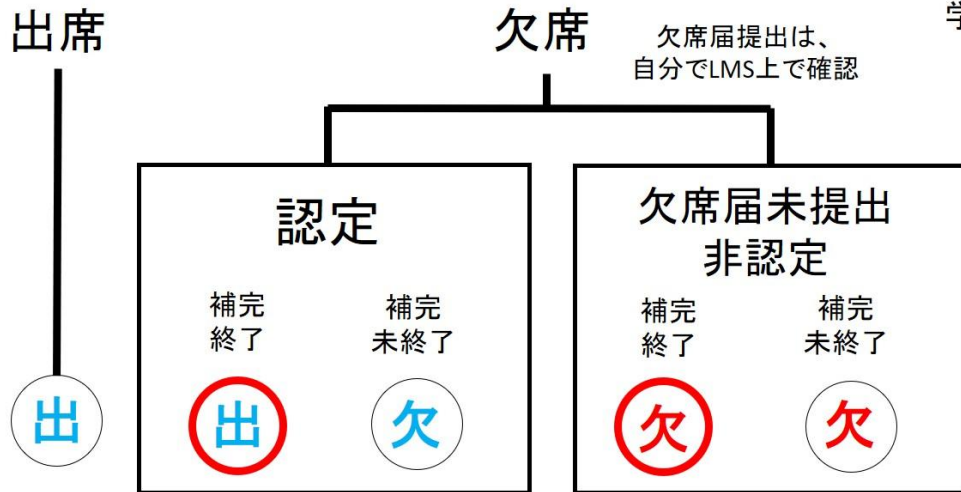
授業（講義・演習・実習）を欠席する場合は、授業開始前までに学年メール（stu~@kdu.ac.jp）に連絡してください。正当な理由がある場合は、登校再開した日を含めて 3 日以内に、病気、忌引き、その他の理由の分かる証明書等を添付し、欠席届を KDU-LMS 上で提出してください。例外的に長期休暇直前で登校再開することなく長期休暇に入った場合は、欠席届の締め切りについて KDU-LMS の掲示板に掲示しますので、必ず確認して対応してください。

欠席届の内容が、正当な理由による欠席と認定され、補完を完了している場合は出席として扱います。正当な理由なく欠席した場合については、補完を完了しても、出席になりません。（50. 51. 参照）

欠席理由に関わらず、授業を欠席した場合は、P26、27 のフローチャートに従って対応してください。
試験を欠席する場合は、試験開始時刻前に学年メール（stu~@kdu.ac.jp）に連絡してください。
連続して 3 日以上出席の確認が取れない場合、安否確認の観点から担任（主任）が「本人」へ電話等で確認を行います。「本人」に確認が取れない場合は、「緊急連絡先」もしくは「第一保証人（保護者）」に電話連絡をします。

学生出欠・補完状況の確認方法

Ver. 20260311
学生用



【注意！！】 欠 or 欠 がある場合、モジュール試験の成績結果が無効になります。
※補完未終了

出：出席 出：出・認・補完 欠：欠・未/非・補完
欠：欠・認・補未 欠：欠・未/非・補未

講義を欠席する場合

*オンデマンド配信のある講義

学生

①講義開始時刻までに、
学年メールへ連絡
stu~@kdu.ac.jp

②配信開始後、すみやかに
オンデマンド講義を受講

④「正当な理由がある場合」は、再登校から3日以内に、KDU-LMS上で欠席届を提出

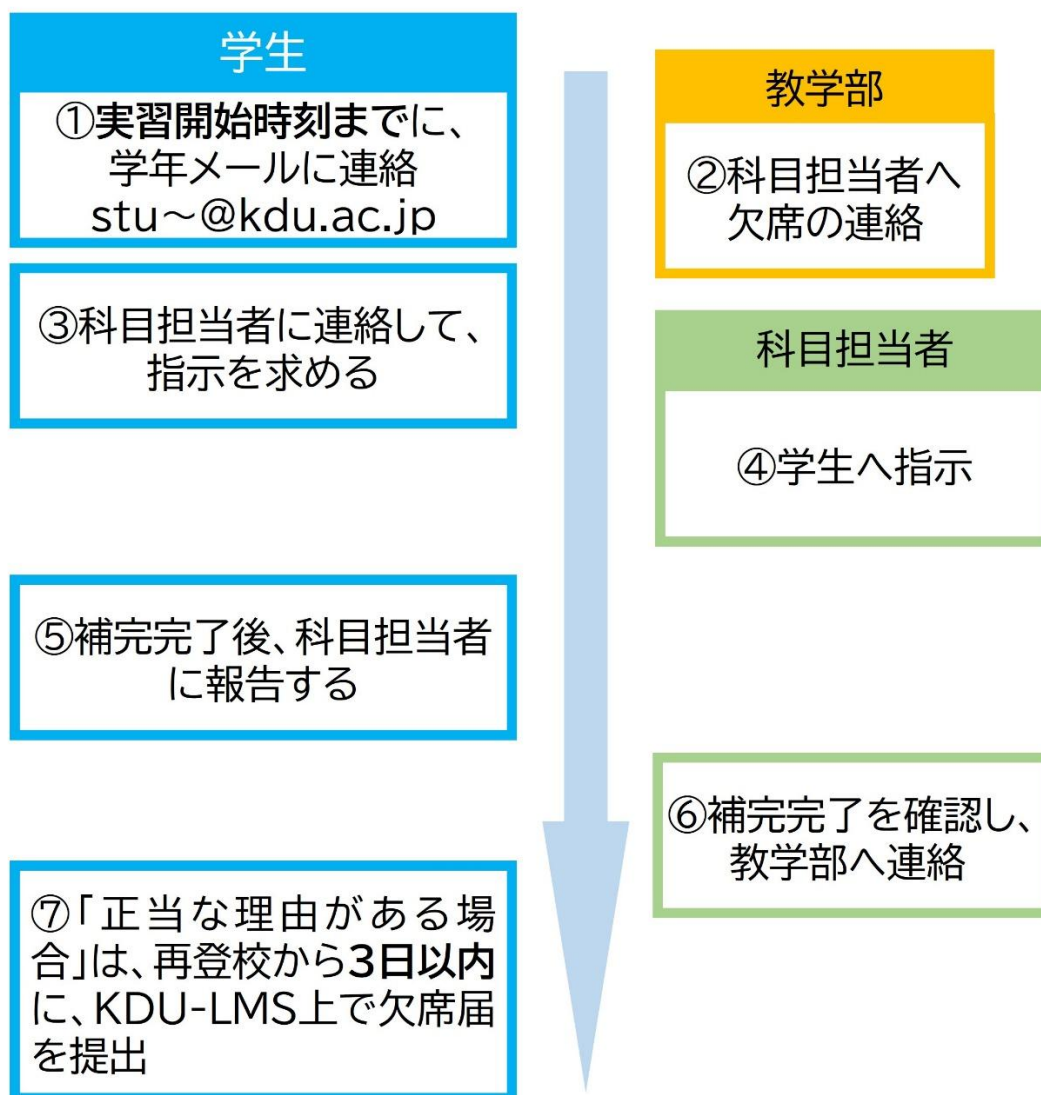
教学部

③オンデマンド受講記録を確認

※ 長期休暇直前で登校再開することなく長期休暇に入った場合は、欠席届の締め切りについて KDU-LMS の掲示板に掲示しますので、必ず確認して対応してください。

※ 欠席届の提出方法については、KDU-LMS「取扱説明ガイド」を確認してください。

実習およびオンデマンド配信 がない科目(講義)を欠席する場合



※ 長期休暇直前で登校再開することなく長期休暇に入った場合は、欠席届の締め切りについて KDU-LMS の掲示板に掲示しますので、必ず確認して対応してください。

※ 欠席届の提出方法については、KDU-LMS「取扱説明ガイド」を確認してください。

49.病気療養等による長期欠席の場合

持病や入院等の予定がある者は、事前に教学部に相談してください。
ただし、欠席する期間によっては、履修が不可能な場合があります。

50.学校保健安全法施行規則に定める感染症による病欠の扱い

学校感染症による欠席が証明できる書類（領収書、診療報酬明細書、調剤明細書、感染症罹患証明書など）の提出により病欠と認めます。簡易検査キットは名前・日付をキットに直接明記した写真に限って証明書類として認める。

「学校感染症の種類と登校停止期間の基準」、「インフルエンザ出席停止期間の基準」早見表は、章末に別表で示してあります。

※新興感染症に関しては行政の指針等に従って大学が決定します。

51.交通機関の運休による欠席および遅延による遅刻

交通機関の不通など、交通手段が確保できない場合は、正当な理由のある欠席と認められます。出席できなかった科目の補完を修了させてください。登校開始後その日を含めて3日以内に欠席届と遅延証明書を KDU-LMS から提出してください。交通遅延の場合、午前9時以降の鉄道各社の運行ホームページに掲載された遅延を対象とします。同ホームページから遅延証明書を取得し KDU-LMS から提出してください。駅で配布する証明書は認めません。

長期休暇直前で登校再開することなく長期休暇に入った場合は、欠席届と遅延証明書の提出期限を講義最終日翌日を起点とした3日以内とします。

自己都合による遅刻を遅延として届け出るとは不正行為にあたり、懲戒処分の対象となります（例：寝坊で遅刻したにも関わらず遅延証明書を提出する行為）。

公共交通機関の遅延に伴う遅刻・欠席については、以下の条件をすべて満たす場合のみ認めます。ただし、交通機関の状況にかかわらず、余裕をもった通学を心がけてください。

1. 同一の路線で15分以上の遅延が発生した場合に限る。

（複数路線の遅延時間を合算することは不可）

2. 対象は遅延当日の最初の授業のみとする。

それ以降の授業については、通常どおり出席すること。

3. 遅延証明書を提出すること。

4. 遅延当日を含め3日以内に欠席届を提出すること。

※なお、同一の路線で60分以上の遅延が発生した場合は、教学部にて審議のうえ対応を決定します。

<その他>

52.授業中の撮影、録画、録音の禁止

すべての授業（講義・演習・実習・試験・ガイダンスを含む）において、授業中の撮影・録画・録音等の行為は一切認めていません。懲戒処分の対象となることがあります。

53.授業動画や教材の複製・配布の禁止

大学が提供する講義動画（オンデマンド）の動画や授業資料を含むすべての教材を無断で複製・配布することは認められません。このような行為は、著作権の侵害に該当する場合もあり、懲戒処分の対象となることがあります。

54.授業に関わる個人情報などのソーシャル・ネットワーキング・サービス投稿の禁止

授業（講義・演習・実習）において知り得た個人情報などの機微情報（患者情報、画像、動画など）を、家族を含む第三者に漏らしたり、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）に投稿するなど、情報漏洩に相当するような行為は固く禁じます。これに違反した場合は、懲戒処分の対象となることがあります。

55.災害時の対応

災害や停電等、不測の事態により授業の実施が困難な場合は、KDU-LMS に案内を掲示いたしますので、確認してください。

学校保健安全法施行規則第 18 条に定める感染症の種類

学校感染症の種類と登校停止期間の基準

分類	病名	出席停止期間
第 1 種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、南米出血熱、痘瘡、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、SARS、MARS、特定鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症	治癒するまで
第 2 種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザをのぞく）	発症した後、発熱の翌日を 1 日目として 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快したあと 1 日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌薬療法による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ・ムンプス）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が出現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹（三日はしか）	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主症状が消退した後 2 日を経過するまで
	結核	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで	
第 3 種	コレラ	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症（O-157など）	
	腸チフス	
	パラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで
	<その他感染症>以下のもの	
	・溶連菌感染症	
	・手足口病	
	・伝染性紅斑（リンゴ病）	
	・ヘルパンギーナ	
	・マイコプラズマ感染症	
・流行性嘔吐下痢症		

※体調不良、発熱などある場合、まずは、無理して登校せず、医療機関を受診しましょう。

自身の身体のことはもちろん、周囲の人への感染など迷惑行為を行わないようにしましょう。

「インフルエンザ出席停止期間の基準」早見表

出席停止期間 目安表	発症日 0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
発症後1日目で解熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 4日目	発症後 5日目	登校可能		
	出席停止								
発症後2日目で解熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 5日目	登校可能		
	出席停止								
発症後3日目で解熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可能		
	出席停止								
発症後4日目で解熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可能	
	出席停止								
発症後5日目で解熱	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可能
	出席停止								

※解熱とは37.5度以下をいう

「新型コロナウイルス出席停止期間の基準」早見表

出席停止期間 目安表	発症日 0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
発症後1日目に軽快	発熱	軽快	軽快 1日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	登校可能	
	出席停止							
発症後2日目に軽快	発熱	発熱	軽快	軽快 1日目	発症後 4日目	発症後 5日目	登校可能	
	出席停止							
発症後3日目に軽快	発熱	発熱	発熱	軽快	軽快 1日目	発症後 5日目	登校可能	
	出席停止							
発症後4日目に軽快	発熱	発熱	発熱	発熱	軽快	軽快 1日目	登校可能	
	出席停止							
発症後5日目に軽快	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	軽快	軽快 1日目	登校可能
	出席停止							

※発症日（発熱や呼吸器症状有り）を0日として、5日を経過し、かつ、症状が軽快した日から2日目が出席可能日となる

※「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向であること

※発症から10日を経過するまでは、マスクの着用を推奨

神奈川歯科大学歯学部 of 学生の皆さんへ：生成 AI の授業における利用について Ver.1.1

2026年3月13日

学長 櫻井 孝

生成 AI を含む AI の利活用は、利便性や生産性の向上、さらには人間の様々な能力をさらに発揮することを可能とするなど、経済社会を前向きに変えるポテンシャルがあります。一方で、AI の信頼性や誤用・悪用などの懸念やリスクも指摘されており、論点整理では、しっかりと懸念やリスクへの対応とバランスを取りながら進めていく必要があるとされています。

神奈川歯科大学歯学部の方針として、生成 AI の利用について、下記のように方針を定めましたので、適切な活用を心掛けてください。

1. 「本学の対応」神奈川歯科大学歯学部では、生成 AI の利用を一律に禁止はいたしません。
2. 「授業での利用」生成 AI に関しては、その特徴として生成されたものの内容の真偽について一切保証されません。従って適切に活用していく上では、情報の真偽を確かめること（いわゆるファクトチェック）が必要となります。また、学修において生成 AI による文章をそのまま利用すると思考過程の訓練の機会が失われ、長期的には当人の能力向上が損なわれます。授業での生成 AI の利用の可否および利用条件、利用結果の評価については科目担当責任者が慎重に判断いたします。
3. 「不適切利用」レポート等に関しては、引用した文献を明記し自分なりの考察を記載することが求められます。授業課題を提出する際に、生成 AI が生成した文章等をそのまま自分の文章として用いることは認められません。
4. 「法的リスク」生成 AI の生成物には著作権等の問題が生じる可能性があります。従って、そのまま利用することは法的なリスクを伴う可能性があるため注意してください。また、生成 AI 用いた場合にはどのツールを用いたか記載が求められる可能性があります。
5. 「情報漏洩」生成 AI に入力した情報は、その AI 学習に用いられる可能性があります。従って、機密情報や個人情報等を入力してしまうと、情報漏洩の恐れがあるため絶対に入力してはいけません。
6. 「大学の信用を損なう利用」虚偽情報の作成・拡散、なりすまし行為、学生・教職員への嫌がらせ、誹謗中傷、差別的表現などの作成に利用してはいけません。
7. 「その他」生成 AI についての留意事項は、状況に応じて今後アップデートを行う予定です。